

収入金額と必要経費を証明する書類を必ず添付してください。

市民税
年度分県民税（国民健康保険税）申告書（分離課税等用）

フリガナ	課税番号
氏名	個人番号
生年月日	電話番号

マイナンバー（個人番号）を忘れずに！

自宅・勤務先・携帯

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	A収入金額	B必要経費	C差引金額(A-B)	D特別控除額	所得金額(C-D)
<p>土地・建物などの資産を譲渡した所得がある場合に記入します。</p> <p>* 資産を譲渡した年の1月1日時点で、その資産の保有期間が5年以下 → 「短期」 5年超 → 「長期」</p> <p>* 短期譲渡で、国や地方公共団体に譲渡したり、取引交換等により譲渡したもの → 「軽減分」</p> <p>* 長期譲渡で、優良住宅地造成等のために譲渡したもの → 「優良住宅地等に係る譲渡」</p> <p>* 長期譲渡で、マイホーム（居住用財産）を譲渡し、一定の要件にあてはまるもの → 「居住用財産の譲渡」</p>						
特例適用条文						

区分	所得の生ずる場所	所得金額
1 短期譲渡	一般分	シ
	軽減分	ス
2 長期譲渡	一般の譲渡	セ
	優良住宅地等に係る譲渡 居住用財産の譲渡	ソ タ
3 一般株式等の譲渡	一般株式等の譲渡	チ
	上場株式等の譲渡	ツ
4 上場株式等の配当等	上場株式等の配当等	テ
	先物取引	ト
5 短期譲渡	一般分	②5
	軽減分	②6
6 長期譲渡	一般の譲渡	②7
	優良住宅地等に係る譲渡 居住用財産の譲渡	②8 ②9
7 一般株式等の譲渡	一般株式等の譲渡	③0
	上場株式等の譲渡	③1
8 上場株式等の配当等	上場株式等の配当等	③2
	先物取引	③3

※この申告書（分離課税等用）は、市民税・県民税申告書とあわせて提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目	A収入金額	B必要経費	所得金額(A-B)
事業譲渡雑		円	円	円
株式等の譲渡や先物取引の所得がある場合に記入します。				
事業譲渡雑				
特例適用条文				

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る負債の利子
申告分離課税を選択した上場株式等の配当がある場合に記入します。			
		円	円

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

添付書類の具体例については、市民税課へお問い合わせください。

7 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色中注特別控除額	所得金額(A-B-C-D)	
	山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡した所得がある場合に記入します。				円	
退職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引金額(A-B)	所得金額(C×1/2)
	円	年 月 間	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

※退職所得に対する市・県民税は、原則として退職した日の属する年の1月1日現在に住所を有していた市町村で特別徴収されます。その場合、この申告書で申告する必要はありません。